

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定しましたので、  
建築基準法施行規則第10条第1項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和3年5月10日

京都市長 門川大作

## 1 指定事項

| 指定<br>番号 | 指定<br>年月日    | 道路の<br>幅員             | 道路の<br>延長      | 道路の位置                     |
|----------|--------------|-----------------------|----------------|---------------------------|
| 第418号    | 令和<br>3.4.23 | メートル<br>6.00～<br>6.50 | メートル<br>562.30 | 深草東寺大山地区土地区画整理<br>事業施行地区内 |

## 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)